

「第5回西宮市地域公共交通活性化協議会」会議録

日 時：平成23年2月14日（月）午前10時00分～午前12時00分

場 所：西宮市民会館 大会議室101

議 題：1. 開会

2. 挨拶

3. 平成22年度計画事業に係る事項

- (1) 実施状況について
- (2) 事後評価（自己評価）について
- (3) 補正予算（案）について

4. 平成23年度計画事業に係る事項

- (1) 事業内容の見直し（案）について
- (2) 総合事業計画変更（案）について
- (3) 予算（案）について

5. その他

- (1) 協議会開催スケジュール（案）について
- (2) 公共交通不便地域図の更新等について

6. 閉会

○委員出席者

役職名	氏 名	所 属 名	代理出席者
会長	長岡 弘明	西宮市 都市局 都市計画部長	
副会長	岩崎 義一	大阪工業大学 都市デザイン工学科 教授	
座長	大和 治文	社会福祉法人慶徳会 常務理事	
監事	畑 英隆	山口地区自治会連絡協議会	
監事	神吉 進一	西宮市 土木局 土木総括室長	
委員	庄治 清次	山口地区自治会連絡協議会	
	中村 和夫	西宮コミュニティ協会 副理事長	
	有田 京子	西宮コミュニティ協会 会計理事	欠席
	小西 一夫	兵庫県バス協会 専務理事	
	藤原 久也	兵庫県タクシー協会	
	西山 哲	阪急バス株式会社 取締役自動車事業部長	
	福浦 秀哉	阪神バス株式会社 常務取締役	
	沖 信克	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会 議長	
	堤 英彰	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 調査課長	
	川崎 勝廣	兵庫県 阪神南県民局 県土整備部 西宮土木事務所 道路保全課長	欠席
	西垣 孝則	兵庫県西宮警察署 交通第1課長	
	木村 淳三	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 首席運輸企画専門官	運輸企画専門官 本田 泰彦
	上野 敏明	兵庫県 阪神南県民局 県土整備部 西宮土木事務所 企画調整担当 主幹	
	山本 幸夫	西宮市 教育委員会 学校教育部長	欠席
前田 哲司	西宮市 健康福祉局 福祉総括室長		

○事務局

西宮市 都市局 都市計画部 都市計画グループ

○傍聴者

なし

議事内容

1. 開会

2. 挨拶

西宮市都市局長より開会の挨拶。

3. 平成 22 年度計画事業に係る事項

(1) 実施状況について

実施状況について、事務局より報告（資料「パワーポイント 1：計画事業の実施状況について」参照）。

質疑応答

なし

(2) 事後評価（自己評価）について

事後評価（自己評価）について、事務局より報告（資料 1 参照）。

質疑応答

座長

下線部が変更箇所のようなのですが、参考資料「さくらやまなみバス事業の評価基準及び評価方法」（資料 1）の 3 ページ目にも下線部がありますので、予測値の達成率等にも変更箇所があるということでしょうか。

事務局

その点についての変更はありません。

委員

運行収支の説明（パワーポイント 1）で平成 23 年度予測値の年間収支比率が 63.7%、その一方で参考資料の評価方法（資料 1）では、運行収支比率の目標値が 70%となっています。これら二つの数字の根拠を教えてくださいませんか。

事務局

評価方法の目標値については、具体的な運行経費や運行収入に基づいて計算したものではありません。平成 23 年度の年間運行収入の予測値は、平成 22 年度の現段階での各目的別券種別の平均運賃額が出ていますので、それらを用いて来年度の通学客や通勤客を予測して算出しています。経費については、来年度の運行便数や走行キロから予測しており、これらを元に平成 23 年度運行収支比率の予測値 63.7%を出しています。

委員

数値の積み上げの根拠がそれぞれ異なっていると理解したらよろしいでしょうか。

事務局

その通りです。

(3) 補正予算（案）について

補正予算（案）について、事務局より説明（資料 2 参照）。

質疑応答

委員

見出しの歳入補正予算額、歳出補正予算額の 16,580 千円はいずれも補正後の額であり、補正予算額としては△16,077 千円が正しいのではないのでしょうか。

事務局

ご指摘の通りです。修正しておきます。

座長

それでは「補正予算（案）」について、承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認。

4. 平成 23 年度計画事業に係る事項

(1) 事業内容の見直し（案）について

事業内容の見直し（案）について、事務局より説明（資料「パワーポイント 2：事業内容の見直し（案）について」参照）。

質疑応答

委員

兵庫県西宮土木事務所では、鉄道事業者と協力してウォークイベントを開催する等の公共交通利用促進の取組みを行っています。さくらやまなみバスを使って山口町に行ってもらえる等のイベントがあるようでしたら、西宮土木事務所の方にも情報を提供していただけたら、より利用促進にも繋がると思いますので、よろしく願いいたします。

事務局

了解しました。こちらの方こそよろしく願いいたします。

座長

それでは「事業内容の見直し（案）」について、承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認。

(2) 総合事業計画変更（案）について

総合事業計画変更（案）について、事務局より説明（資料3参照）。

質疑応答

委員

バス事業者の意見として聞いていただけたらと思います。バス事業は公共交通として社会的な役割を担いつつも、従業員を養うといった経営問題も考えていかなければなりません。そういう点からも、経費を切り詰めて運営していく必要があります。一般的に路線バスの継続問題を考える場合には、赤字をなくさなければならないので、将来的に需要が見込めないような赤字路線がある場合には減便、路線の縮小等による抜本的な改善を考える必要があると思います。そういった改善策を講じた場合は、減便や縮小を行った路線を別の路線がカバーする様な経営判断が一般的であると考えます。しかしながら、さくらやまなみバスは収支比率が60%から70%程度と非常に厳しいにもかかわらず増便を考えておられるということなので、民間と考え方が大きく違うという印象を受けました。また、南部間での輸送については、既存バス路線への影響もあると思いますので、今後そういった内容もご検討して頂きたいと思います。

事務局

貴重な御意見ありがとうございます。当初は、来年度に向けての運行計画の見直しにおいて増便は予定していませんでした。しかし、公共交通としては通学の足を確保することは重要な課題であると考えています。難しい判断ではあったのですが、増便することとしました。

委員

通学の足の確保はわかりますが、甲山高校や西宮北高校への輸送効率を考えた場合に距離も時間もかかるので、その点も含めてご検討して頂きたいと思います。

委員

国費の助成対象期間は、スタートから3年間で間違いないでしょうか。

事務局

間違いありません。全国的な取扱いとしては、地域公共交通活性化再生総合事業が平成22年度でなくなり、平成23年度以降は地域公共交通確保維持改善事業に移ります。しかし、既に2年度目まで再生総合事業の補助を受けている場合は、経過措置として3年度目も補助の対象となります。

委員

国費の助成は3年間で限度ですが、現在のさくらやまなみバスの状況からすると4年度目以降収支が大幅に改善されることはないように思います。4年度目以降のさくらやまなみバスの運行継続を考えたとき、国から何等かの助成を受けることは可能なのでしょうか。可能でなければ国からの助成を受ける事ができる道筋の有無等を検討する必要があると思います。

事務局

地域公共交通再生総合事業の後継事業である地域公共交通確保維持改善事業は幹線系とフィーダー系の2つに区分され、3年間の限定的な補助ではなく、本当に困っている地域につい

て継続的な補助が可能になる制度と聞いております。今後、制度の動向を踏まえながら国や県とよく相談して、検討していきたいと考えています。

委員

是非、よろしく申し上げます。

先ほど委員の方から、既存バス路線の影響やさくらやまなみバスの事業収支についてのご指摘がありましたが、経済ベースで考えれば増便等が厳しいというのはおっしゃる通りで、反論するつもりはありません。しかし、さくらやまなみバスが本格運行に結びついた背景を考えて頂きたいです。南部地域と北部地域の公共交通の利便性を考えた場合、南部地域には交通手段が多様にあります。北部地域はそれが限られており、西宮市街に直接出る交通手段さえありませんでした。また、地元の子どもたちは小中学校へは北部地域内で通うことができますが、高校は南部地域にしかありません。それに対して、地元が高校誘致について強く要望を重ねてきましたが、それには至りませんでした。しかし、北部地域の子どもたちの高校通学の足の確保が重要視され、ようやくさくらやまなみバス運行の実現につながったという背景があります。したがって、単に運行収支が厳しいというだけで、さくらやまなみバスの運行が出来ない等の判断をされますと、地元は納得がいかないもので、そういった社会的背景も含めてご検討いただければと思います。

副会長

話が前後するのですが、「事業内容の見直し（案）」の利用促進活動等（パワーポイント2）で、バス停留所の整備や乗継の利用環境の改善に関することといった内容は含まれないのでしょうか。また、作業部会を設置することを目標にするのではなく、具体的に何をするのかまで考えるべきではないでしょうか。

事務局

停留所の整備についてはバス事業者に協力を頂きながら、改善を行っています。乗継の利用環境の改善については、この法定協議会で協議いただいて作成した「総合連携計画」の中の乗継運賃割引制度の検討がありますが、色々と難しい問題があり、実現には至っていません。これらの課題については、今後も協議を重ねていきたいと考えています。また、利用促進協議会はこれまで月1回2時間程度の開催となっており、さくらやまなみバスの利用促進や運行等の課題について山口地域の代表、阪急バス及び市で協議させていただいています。限られた時間では掘り下げられない課題もありますので、それらの課題に対応するため作業部会を立ち上げ、より効果的な利用促進活動等に関する協議が行えるよう工夫していきたいと考えています。

副会長

役所的発想では、部会を設置すれば改善されると考えている方が多くいるように感じます。それは一つの仕組みであって、何等かの目標を掲げ設置するものだと思います。例えば、バス事業者や市の職員、地元の方が連動して2週間に1度はバス回数券を使うようにするなどの具体的な取組みが必要であると思います。バス事業者や市の職員だけではなく、その地元の住民や流通団地に勤めている人などが参加出来る仕組みを作ることは出来ないのでしょうか。

事務局

利用促進協議会でも流通センターの事務局の方や有馬温泉の観光協会の方にご相談はさせ

いただいているのですが、今後、より一層努力していきたいと思いを。

座長

それでは「総合事業計画変更（案）」について、承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認。

(3) 予算（案）について

予算（案）について、事務局より説明（資料 4 参照）。

質疑応答

なし

座長

それでは「予算（案）」について、承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認。

5. その他

(1) 協議会開催スケジュール（案）について

協議会開催スケジュール（案）について、事務局より説明（資料 5 参照）。

質疑応答

なし

座長

それでは「協議会スケジュール（案）」について、承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認。

(2) 公共交通不便地域図の更新等について

公共交通不便地域図の更新等について、事務局より報告（資料「パワーポイント 3：公共交通不便地域図の更新等について」参照）

質疑応答

副会長

公共交通不便地域図は法定協議会において、どのような位置づけにあるのでしょうか。

事務局

西宮市地域公共交通総合連携計画の中に位置づけられております。今回、公共交通不便地域図の更新作業を行ったので、この法定協議会の場で、報告事項として発表させていただきました。

座長

新旧対照表（パワーポイント3：P11）で、新の方にはさくらやまなみバスが入っていますが、国や県の補助の話に関係があるのでしょうか。

事務局

国、県の補助とは関係ありません。公共交通不便地域図は、総合連携計画で掲げているバスネットワークの改善を検討するためのもので、この図から改善が必要とされるエリアを選定するためのものです。

会長

次回の法定協議会で、計画との関連性等をまとめた詳しい資料を用意するようお願いいたします。

事務局

了解しました。

6. 閉会

座長

以上をもちまして、本日はこれで閉会させていただきます。みなさまお疲れ様でした。

以 上